

答弁書第一二六号

内閣参質一九六第一二六号

平成三十年六月十五日

内閣総理大臣 安倍 晋 三

参議院議長 伊 達 忠 一 殿

参議院議員牧山ひろえ君提出気候変動適応法における情報の収集に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。



参議院議員牧山ひろえ君提出気候変動適応法における情報の収集に関する質問に対する答弁書

一及び三について

気候変動適応法（平成三十年法律第五十号。以下「法」という。）第十一条第一項においては、国立研究開発法人国立環境研究所は、「気候変動影響及び気候変動適応に関する情報の収集、整理、分析及び提供」等の業務を行うこととされており、お尋ねについては、これに基づき、今後検討してまいりたい。

二について

法第三条第二項においては、「国は、気候変動適応に関する施策の推進を図るため、並びに地方公共団体の気候変動適応に関する施策の促進並びに事業者、国民又はこれらの者の組織する民間の団体・・・の気候変動適応及び気候変動適応に資する事業活動の促進を図るため、気候変動等に関する情報の収集、整理、分析及び提供を行う体制の確保その他の措置を講ずるよう努めるものとする」こととされ、また、第五条においては、「事業者は、・・・国及び地方公共団体の気候変動適応に関する施策に協力するよう努めるものとする」こととされており、お尋ねについては、これらを踏まえ、今後検討してまいりたい。

